

令和 7 年 2 月通常会議

議案第 6 5 号

大津市手数料条例の一部を改正する 条例の制定について

令和 7 年 3 月 1 1 日
都市計画部 建築指導課

1. 改正の背景

- **脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正法）の施行**

建築物の省エネ性能の一層の向上を図ることにより脱炭素社会の実現に資することを目的として、建築基準法及び建築物省エネ法等を一括で改正する法律が令和7年4月1日に施行（3年目施行）されるため、法令改正に関連する大津市手数料条例の改正を行う。

- **滋賀県の手数料見直しを反映した県内統一の手数料額に改定**

滋賀県では令和7年4月より、法改正に係る対応と物価情勢を考慮した定期見直しをあわせた手数料改定が行われることから、滋賀県内の行政庁間で手数料の均衡を図ることの意思統一がなされた。

これを受けて、法改正に関連しない手数料についても滋賀県に合わせた県内統一の金額に改定する。

2. 改正の概要

(1) 手数料条例 別表第18項関係 (建築基準法に基づく手数料) の改正

- ・ 構造計算が必要な建築物の規模の引下げに伴い、確認申請等の審査・検査手数料の面積区分を変更
- ・ 確認申請等の手数料に、住宅用途の建築物の省エネ性能に係る簡易な審査方法の場合の加算手数料を追加
- ・ 省エネ基準適合に係る完了検査の加算手数料に、住宅用途の建築物の検査手数料を追加

(2) 手数料条例 別表第60項関係 (エコまち法に基づく手数料) の改正

- ・ 低炭素建築物認定の審査に係る手数料に、基準の併用による評価方法を用いた場合の手数料を追加

2. 改正の概要

(3) 手数料条例 別表第61項関係 (建築物省エネ法に基づく手数料) の改正

- ・ 省エネ適合性判定に係る手数料に、住宅用途の建築物の場合の手数料を追加
- ・ 性能向上計画認定の審査に係る手数料に、基準の併用による評価方法を用いた場合の手数料を追加
- ・ 表示認定制度の廃止に伴う当該認定に係る手数料の削除

(4) 手数料条例 別表第18項、第60項、第61項関係の改正

- ・ 法改正に係る箇所以外の手数料について、県内統一の手数料額に改定
- ・ 関係法令の改正によって生ずる条の繰り上げや繰り下げに対応した所要の改正

改正手数料条例の施行日 令和7年4月1日

3. 改正の内容

(1) 手数料条例 別表第18項関係の改正

① 面積区分の変更

※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称 (区分)	面積区分(m ²)	
		現行	改正後(案)
18(1)(4) (7)(9)	建築確認・中間検査 完了検査	$200 < A \leq 500$	$200 < A \leq 300$
			$300 < A \leq 500$

② 新規設定の手数料

※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称	金額(円) 1件につき
18(1)イ	建築確認等申請省エネ加算(住宅用途)	16,000～ 558,000
18(4)イ (イ)	建築確認等完了検査省エネ加算(住宅用途)	4,700～ 297,000

3. 改正の内容

(1) 手数料条例 別表第18項関係の改正

③ 変更する手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称 (区分)	金額(円) 1件につき	
		現行	改正後(案)
18(1)ア	建築確認等申請	12,000～ 780,000	17,000～ 790,000
18(4)ア	建築確認等完了検査 (中間検査なし)	18,000～ 570,000	19,000～ 560,000
18(4)イ (ア)	建築確認等完了検査省エネ加算 (非住宅用途)	9,000～ 271,000	9,400～ 282,000
18(7)ア	建築確認等完了検査 (中間検査あり)	17,000～ 560,000	16,000～ 550,000
18(9)	建築確認等中間検査	17,000～ 510,000	16,000～ 490,000

3. 改正の内容

(1) 手数料条例 別表第18項関係の改正

③ 変更する手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称 (区分)	金額(円) 1件につき	
		現行	改正後(案)
18(12)	仮使用認定	120,000	130,000
18(13)	建築物の敷地と道路との関係の建築認定	27,000	32,000
18(14)	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	33,000	37,000
18(15)	道路内における建築許可	33,000	37,000
18(44)	仮設建築物の建築許可	120,000	140,000

※18(12)以降については、近年、本市で実績のある主な許認可申請について記載

3. 改正の内容

(2) 手数料条例 別表第60項関係の改正

① 新規設定の手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称	金額(円) 1棟につき
60(1)イ (ウ)	低炭素建築物認定の審査 住宅の用途の建築物で誘導併用基準に適合するもの	8,700～ 1,338,000

② 変更する手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称	金額(円) 1棟につき	
		現行	改正後(案)
	(区分)		
60(1)ア	低炭素建築物認定の審査 住宅の用途以外の用途の建築物	14,000～ 1,043,000	14,000～ 1,107,000
60(1)イ	低炭素建築物認定の審査 住宅の用途の建築物 ※(ウ)の基準を除く	8,000～ 1,709,000	8,700～ 1,817,000

3. 改正の内容

(3) 手数料条例 別表第61項関係の改正

① 新規設定の手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称	金額(円) 1棟につき
61(1)ウ	省エネ適合性判定の審査 住宅の用途の建築物	23,000～ 1,815,000
61(1)エ	省エネ適合性判定の審査 住宅と非住宅の複合用途の建築物	6,600～ 1,815,000
61(2)イ (ウ)	性能向上計画認定の審査 住宅の用途の建築物で誘導併用基準に適合するもの	6,600～ 1,336,000

3. 改正の内容

(3) 手数料条例 別表第61項関係の改正

② 変更する手数料 ※詳細は別紙「新旧対照表」を参照

条例別表	手数料名称 (区分)	金額(円) 1棟につき	
		現行	改正後(案)
61(1) ア	省エネ適合性判定の審査 非住宅のうち工場等以外の用途の建築物	89,000～ 1,041,000	94,000～ 1,105,000
61(1) イ	省エネ適合性判定の審査 非住宅のうち工場等の用途の建築物	21,000～ 311,000	22,000～ 323,000
61(2) ア	性能向上計画認定の審査 住宅の用途以外の用途の建築物	12,000～ 1,041,000	12,000～ 1,105,000
61(2) イ	性能向上計画認定の審査 住宅の用途の建築物 ※(ウ)の基準を除く	6,000～ 1,707,000	6,600～ 1,815,000

③ 削除する手数料

- ・ 別表第60項第6号(現行) 表示認定の手数料

(参考)改定後の手数料の見込み

令和5年度の手数料決算額を改定後の金額に置き換え計算すると、
年間で約226千円の増額となる。(7%増加)

手数料名称	令和5年度		改定後 金額(円)
	件数	金額(円)	
建築確認	21	838,500	905,500
完了検査	23	743,000	738,500
中間検査	7	300,500	293,500
建築許可等	17	1,117,000	1,262,000
低炭素建築物の認定	23	184,000	200,100
省エネ法の認定	15	90,000	99,000
合計	106	3,273,000	3,498,600

※建築確認等は大部分が民間の確認検査機関へ申請されており、本市への申請は
約1%程度である。

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）												
大津市手数料条例 平成12年3月24日 条例第12号 別表（第2条関係） 1～17 省略 18 建築物の確認等 <u>（1） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査</u>	大津市手数料条例 平成12年3月24日 条例第12号 別表（第2条関係） 1～17 省略 18 建築物の確認等 <u>（1） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査</u> <u>ア イに掲げる場合以外の場合</u>												
<table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>金額（1件につき）</th></tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td>17,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、12,000円</td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td><td>26,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、18,000円</td></tr> </table>	床面積の合計	金額（1件につき）	30平方メートル以内のもの	17,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、12,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	26,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、18,000円	<table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>金額（1件につき）</th></tr> <tr> <td><u>30平方メートル以内のもの</u></td><td><u>18,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、17,000円）</u></td></tr> <tr> <td><u>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u></td><td><u>27,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、26,000円）</u></td></tr> </table>	床面積の合計	金額（1件につき）	<u>30平方メートル以内のもの</u>	<u>18,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、17,000円）</u>	<u>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u>	<u>27,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、26,000円）</u>
床面積の合計	金額（1件につき）												
30平方メートル以内のもの	17,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、12,000円												
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	26,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、18,000円												
床面積の合計	金額（1件につき）												
<u>30平方メートル以内のもの</u>	<u>18,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、17,000円）</u>												
<u>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u>	<u>27,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、26,000円）</u>												

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	40,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、 <u>27,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、 <u>37,000円</u> ）
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	53,000円。ただし、構造計算書の添付を要しないものにあつては、 <u>35,000円</u>	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	46,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、 <u>40,000円</u> ）
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>93,000円</u>	300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>55,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>140,000円</u>	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>96,000円</u>
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>240,000円</u>	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>150,000円</u>
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>290,000円</u>	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>240,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>470,000円</u>	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>300,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>780,000円</u>	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>470,000円</u>
		50,000平方メートルを超えるもの	<u>790,000円</u>
備考 この表の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。		備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。	

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(ア) <u>建築物を建築する場合（（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</u> (イ) <u>確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更（以下この備考において「計画の変更」という。）をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</u> (ウ) <u>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（（エ）に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</u> (エ) <u>計画の変更をして、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</u> (新設)	(ア) <u>建築物を建築する場合（（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</u> (イ) <u>確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更（以下この備考において「計画の変更」という。）をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</u> (ウ) <u>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（（エ）に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</u> (エ) <u>計画の変更をして、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</u> イ <u>当該申請又は通知（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの提出がないものに限る。）に係る建築物の建築が、容易確認特定建築行為（同条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為に該当</u>
--	--

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

	<u>するものに限る。）又は同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（同号に掲げる建築行為に該当するものに限る。）をいう。以下このイにおいて同じ。）である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）又は（イ）に掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）又は（イ）に定める金額（容易確認特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額</u> <u>（ア） 一戸建て住宅</u>						
（新設）							
（新設）	<table><tr><th><u>床面積の合計</u></th><th><u>金額（1件につき）</u></th></tr><tr><td><u>200平方メートル未満のもの</u></td><td><u>16,000円</u></td></tr><tr><td><u>200平方メートル以上もの</u></td><td><u>17,000円</u></td></tr></table>	<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1件につき）</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>16,000円</u>	<u>200平方メートル以上もの</u>	<u>17,000円</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1件につき）</u>						
<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>16,000円</u>						
<u>200平方メートル以上もの</u>	<u>17,000円</u>						
（新設）	<u>備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。</u> <u>（a） 建築物を建築する場合（（b）に掲げる場合を除く。）</u> <u>当該建築に係る部分の床面積</u> <u>（b） 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（（イ）において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しようとする場合 当該計画の変更に係る部</u>						

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)

(新設)

分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(イ) 共同住宅又は長屋住宅

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1件につき）</u>
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>27,000円</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>40,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>62,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>79,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>161,000円</u>
<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>293,000円</u>
<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>558,000円</u>

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(a) 建築物を建築する場合（(b)に掲げる場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

(b) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の

大津市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 2 号）新旧対照表

(2) 建築基準法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する確認申請又は同法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査 ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 1 件につき <u>2 6, 0 0 0 円</u>（小荷物専用昇降機については、<u>1 1, 0 0 0 円</u>） イ 確認を受け、又は適合すると認められた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 1 件につき <u>1 4, 0 0 0 円</u>（小荷物専用昇降機については、<u>6, 0 0 0 円</u>） (3) 建築基準法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する確認申請又は同法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1 件につき <u>2 4, 0 0 0 円</u> イ 確認を受け、又は適合すると認められた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 1 件につき <u>1 3, 0 0 0 円</u> (4) 第 7 号に規定する建築物以外の建築物に関する建築基準法	<u>変更をして建築物エネルギー消費性能基準に適合しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</u> (2) 建築基準法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する確認申請又は同法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査 ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 1 件につき <u>2 7, 0 0 0 円</u>（小荷物専用昇降機については、<u>1 2, 0 0 0 円</u>） イ 確認を受け、又は適合すると認められた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 1 件につき <u>1 7, 0 0 0 円</u>（小荷物専用昇降機については、<u>6, 9 0 0 円</u>） (3) 建築基準法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する確認申請又は同法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1 件につき <u>2 5, 0 0 0 円</u> イ 確認を受け、又は適合すると認められた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 1 件につき <u>1 6, 0 0 0 円</u> (4) 第 7 号に規定する建築物以外の建築物に関する建築基準法
--	--

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

第７条第１項の規定に基づく完了検査申請又は同法第１８条第２０項の規定に基づく完了の通知に対する審査

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１２条第８項（同法第２５条第１項若しくは第３５条第８項（同法第３６条第２項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第１０条第９項若しくは第５４条第８項の規定により適用される場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１３条第９項の規定に基づく建築基準法第１８条第３項の確認済証の交付を受けた建築物（以下この項において「特定建築行為等に係る建築物」という。）以外の建築物である場合

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（１件につき）</u>
<u>３０平方メートル以内のもの</u>	<u>１８，０００円</u>
<u>３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの</u>	<u>２７，０００円</u>
<u>１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの</u>	<u>３４，０００円</u>
<u>２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの</u>	<u>４６，０００円</u>

第７条第１項の規定に基づく完了検査申請又は同法第１８条第２０項の規定に基づく完了の通知に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（１件につき）</u>
<u>３０平方メートル以内のもの</u>	<u>１９，０００円</u>
<u>３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの</u>	<u>２９，０００円</u>
<u>１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの</u>	<u>３６，０００円</u>
<u>２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの</u>	<u>３９，０００円</u>
<u>３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの</u>	<u>４７，０００円</u>

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

		<u>トル以内のもの</u>	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	67,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	66,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	86,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	85,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	150,000円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	150,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	300,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円
50,000平方メートルを超えるもの	570,000円	50,000平方メートルを超えるもの	560,000円
備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を 移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の 1について算定する。		備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を 移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の 1について算定する。	
イ 特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積 の合計の区分に応じて定める金額に、次の表の左欄に掲げる建 築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に 定める金額（建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物の エネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規		イ 当該申請又は通知に係る建築物が、建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特 定建築行為又は同法12条第2項に規定する要通知特定建築行 為に係る建築物（以下この項において「要確認特定建築行為等 に係る建築物」という。）である場合 アに掲げる床面積の合	

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この項及び第60項において同じ。）が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1件につき）</u>
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>9,000円</u>
<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>16,000円</u>
<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>26,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>77,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>123,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>155,000円</u>
<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>194,000円</u>

計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）から（ウ）までに掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（ウ）までに定める金額（要確認特定建築行為等に係る建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

（ア）当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1件につき）</u>
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>9,400円</u>
<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>16,000円</u>
<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>27,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>81,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>127,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>161,000円</u>
<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>201,000円</u>

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

50,000平方メートル以上のもの	271,000円	50,000平方メートル以上のもの	282,000円								
備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を 移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の 1について算定し、建築物を増築又は改築する場合において当該建 築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他 の計算を要しない既存部分（建築物の増築又は改築をする部分以外 の部分进行。第60項第1号及び第7号において同じ。）がある ときにあつては当該既存部分以外の部分の床面積について算定す る。		備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築 をする場合にあつては、当該増築又は改築する部分の床面積）につ いて算定する。									
(新設)		(イ) 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供 するものであるとき									
(新設)		a 一戸建て住宅 1件につき 4,700円									
(新設)		b 共同住宅又は長屋住宅									
(新設)		<table><tr><th>床面積の合計</th><th>金額（1件につき）</th></tr><tr><td>300平方メートル未満のもの</td><td>9,400円</td></tr><tr><td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td>45,000円</td></tr></table>		床面積の合計	金額（1件につき）	300平方メートル未満のもの	9,400円	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
床面積の合計	金額（1件につき）										
300平方メートル未満のもの	9,400円										
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円										
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円										

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	81,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	129,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	196,000円
	50,000平方メートル以上のもの	297,000円
	備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積）について算定する。	
	(ウ) 当該申請又は通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき 住宅の用途以外の用途に供する部分について (ア) に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について (イ) に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を合算した金額	
(新設)		
(新設)		
(5) 第8号に規定する建築設備以外の建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 34,000円（小荷物専用昇降機については、19,000円）	(5) 第8号に規定する建築設備以外の建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 32,000円（小荷物専用昇降機については、18,000円）	

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

（６） 省略

（７） 建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する同法第７条第１項の規定に基づく完了検査申請又は同法第１８条第２０項の規定に基づく完了の通知に対する審査

ア 特定建築行為等に係る建築物以外の建築物である場合

床面積の合計	金額（１件につき）
３０平方メートル以内のもの	<u>１７，０００円</u>
３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの	２５，０００円
１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	<u>３１，０００円</u>
２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	<u>４３，０００円</u>
５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	<u>６４，０００円</u>
１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	<u>８２，０００円</u>
２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	１４０，０００円
５，０００平方メートルを超え１０，００	１８０，０００円

（６） 省略

（７） 建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する同法第７条第１項の規定に基づく完了検査申請又は同法第１８条第２０項の規定に基づく完了の通知に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

床面積の合計	金額（１件につき）
３０平方メートル以内のもの	<u>１６，０００円</u>
３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの	２５，０００円
１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	<u>３０，０００円</u>
<u>２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの</u>	<u>３５，０００円</u>
<u>３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの</u>	<u>４３，０００円</u>
５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	<u>６２，０００円</u>
１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	<u>７９，０００円</u>
２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	１４０，０００円
５，０００平方メートルを超え１０，００	１８０，０００円

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

0平方メートル以内のもの		0平方メートル以内のもの	
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	280,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円	50,000平方メートルを超えるもの	550,000円
備考 省略		備考 省略	
イ 特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、第4号イの規定により算定して得られる額を合算した金額		イ 要確認特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、第4号イの規定により算定して得られる額を合算した金額	
(8) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する同法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 32,000円 (小荷物専用昇降機については、19,000円)		(8) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する同法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 30,000円 (小荷物専用昇降機については、18,000円)	
(9) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査		(9) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	
床面積の合計	金額（1件につき）	床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	17,000円	30平方メートル以内のもの	16,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	24,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	24,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内	33,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内	33,000円

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

のもの		のもの	
200平方メートルを超え500平方メートル以内	42,000円	200平方メートルを超え300平方メートル以内	35,000円
のもの		のもの	
		300平方メートルを超え500平方メートル以内	41,000円
		のもの	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	63,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	60,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	80,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	130,000円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	130,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	280,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	270,000円
50,000平方メートルを超えるもの	510,000円	50,000平方メートルを超えるもの	490,000円
備考 省略		備考 省略	
(10) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 25,000円（小荷物専用昇降機については、15,000円）		(10) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 28,000円（小荷物専用昇降機については、17,000円）	

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

(11) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 17,000円

(12) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円

(13) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

(14) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請に対する審査 1件につき 33,000円

(15) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築許可申請に対する審査 1件につき 33,000円

(16) 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

(17)、(18) 省略

(19) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、

(11) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 20,000円

(12) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 130,000円

(13) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請に対する審査 1件につき 32,000円

(14) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請に対する審査 1件につき 37,000円

(15) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築許可申請に対する審査 1件につき 37,000円

(16) 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築認定申請に対する審査 1件につき 32,000円

(17)、(18) 省略

(19) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等許可申請に対する審査 1件につき 180,000円。ただし、建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては110,000円、同項第2号に該当する場合にあっては130,000円とする。

(20) 省略

(21) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

(22) 省略

(23) 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例許可申請に対する審査 1件につき 33,000円

(24) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請に対する審査 1件につき 33,000円

(25) 省略

(26) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さ

第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等許可申請に対する審査 1件につき 170,000円。ただし、建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては100,000円、同項第2号に該当する場合にあっては140,000円とする。

(20) 省略

(21) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 32,000円

(22) 省略

(23) 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例許可申請に対する審査 1件につき 37,000円

(24) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請に対する審査 1件につき 37,000円

(25) 省略

(26) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さ

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

に関する特例認定申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u> ㊦ (27)～(29) 省略 (30) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u> (31)～(34) 省略 (35) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の再開発等促進区等における適用除外に係る認定申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u> (36) 省略 (37) 建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u> (38) 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率に関する特例の認定申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u> (39) 省略 (40) 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に	に関する特例認定申請に対する審査 1件につき <u>32,000円</u> ㊦ (27)～(29) 省略 (30) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査 1件につき <u>32,000円</u> (31)～(34) 省略 (35) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の再開発等促進区等における適用除外に係る認定申請に対する審査 1件につき <u>32,000円</u> (36) 省略 (37) 建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査 1件につき <u>32,000円</u> (38) 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率に関する特例の認定申請に対する審査 1件につき <u>32,000円</u> (39) 省略 (40) 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に
---	---

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

係る認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

(41) 建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

(42) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

(43) 省略

(44) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請に対する審査 1件につき 120,000円

(45) 省略

(46) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(47) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

係る認定申請に対する審査 1件につき 32,000円

(41) 建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの認定申請に対する審査 1件につき 32,000円

(42) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 32,000円

(43) 省略

(44) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請に対する審査 1件につき 140,000円

(45) 省略

(46) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては85,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては、85,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額

(47) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例認定申請に対する審査 1件につき 建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては85,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては85,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

（48） 建築基準法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例許可申請に対する審査 1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては220,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

（49） 建築基準法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例許可申請に対する審査 1件につき 建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

（50） 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請に対する審査 1件につき 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

（51） 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請に

（48） 建築基準法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例許可申請に対する審査 1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては220,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては220,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額

（49） 建築基準法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例許可申請に対する審査 1件につき 建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額

（50） 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請に対する審査 1件につき 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては85,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては85,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額

（51） 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請に

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

対する審査 1件につき 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

（52） 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請に対する審査 1件につき 建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

（53） 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物の認定又は許可の取消し申請に対する審査 1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

（54） 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

対する審査 1件につき 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額

（52） 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請に対する審査 1件につき 建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額

（53） 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物の認定又は許可の取消し申請に対する審査 1件につき 7,000円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

（54） 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査 1件につき 32,000円

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(55) 建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u> (56) 建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更認定申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u> (57) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等としての使用の許可申請に対する審査 1件につき <u>120,000円</u> (58) 省略 (59) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u> (60) 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定申請に対する審査1件につき <u>27,000円</u> (61)～(63) 省略 <u>19～58</u> 省略 <u>59</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第	(55) 建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定申請に対する審査 1件につき <u>32,000円</u> (56) 建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更認定申請に対する審査 1件につき <u>32,000円</u> (57) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等としての使用の許可申請に対する審査 1件につき <u>140,000円</u> (58) 省略 (59) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請に対する審査 1件につき <u>32,000円</u> (60) 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定申請に対する審査1件につき <u>32,000円</u> (61)～(63) 省略 <u>19～59</u> 省略 <u>60</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律 <u>(平成24年法律第84号)</u>に基づく事務 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第
--	---

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 （ア） （イ）に掲げるもの以外のもの		2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 （ア） （イ）に掲げるもの以外のもの	
床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	231,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下この表及び（イ）の表において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、14,000円）	300平方メートル未満のもの	244,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下この表及び（イ）の表において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、14,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	302,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	385,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、32,000円）
2,000平方メートル以上	512,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円）	2,000平方メートル以上	543,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、43,000円）

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

5,000平方メートル未満のもの	れたものにあつては、 <u>81,000円</u>	5,000平方メートル未満のもの	れたものにあつては、 <u>85,000円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>627,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>125,000円</u> ）	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>665,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u> ）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>738,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>156,000円</u> ）	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>783,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>166,000円</u> ）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>840,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>194,000円</u> ）	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>891,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>206,000円</u> ）
50,000平方メートル以上のもの	<u>1,043,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>270,000円</u> ）	50,000平方メートル以上のもの	<u>1,107,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>286,000円</u> ）
（イ） モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項及び次項において「基準省令」という。）第１条第１項第１号ロ並びに第１０条第１号イ（２）及びロ（２）の規定により評価する方法をいう。次項において同じ。）の評価によるもの		（イ） モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項及び次項において「基準省令」という。）第１条第１項第１号ロ並びに第１０条第１号イ（２）及びロ（２）の規定により評価する方法をいう。次項において同じ。）の評価によるもの	
床面積の合計	金額（１棟につき）	床面積の合計	金額（１棟につき）
300平方メートル未満のもの	<u>91,000円</u> （評価書面の添付がなされ	300平方メートル未満のもの	<u>96,000円</u> （評価書面の添付がなされ

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

の	たものにあつては、14,000円)	の	たものにあつては、14,000円)
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	116,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	120,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	147,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	155,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、32,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	246,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	359,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	380,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、166,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	419,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円)	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	445,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、206,000円)
50,000平方メートル以上のもの	540,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円)	50,000平方メートル以上のもの	574,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、286,000円)
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

（ア） 誘導性能基準（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準並びに同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準をいう。次項において同じ。）に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	<u>45,000円</u> （住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（次項において「登録住宅性能評価機関」という。）が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下このイにおいて「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u> ）
200平方メートル以上のもの	<u>48,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u> ）

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
--------	-----------

（ア） 誘導性能基準（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。次項において同じ。）に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	<u>47,000円</u> （住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 <u>その他規則で定める機関（次項において「登録住宅性能評価機関等」という。）</u> が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下このイにおいて「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u> ）
200平方メートル以上のもの	<u>50,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u> ）

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
--------	-----------

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

300平方メートル未満のもの	77,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）	300平方メートル未満のもの	82,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	121,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	128,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	295,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円）	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	568,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円）	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,709,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円）	50,000平方メートル以上のもの	1,817,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円）
（イ） 誘導仕様基準（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。次項において同じ。）に適合するものとして認定を受けようとするとき新設） a 一戸建て住宅		（イ） 誘導仕様基準（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。次項において同じ。）に適合するものとして認定を受けようとするとき a 一戸建て住宅	

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	24,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u> ）	200平方メートル未満のもの	<u>25,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u> ）
200平方メートル以上のもの	25,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u> ）	200平方メートル以上のもの	<u>26,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u> ）
b 共同住宅又は長屋住宅		b 共同住宅又は長屋住宅	
床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>13,000円</u> ）	300平方メートル未満のもの	<u>40,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u> ）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円</u> ）	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>64,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u> ）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円</u> ）	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>111,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>49,000円</u> ）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>80,000円</u> ）	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>164,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u> ）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	277,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>126,000円</u> ）	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>294,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>134,000円</u> ）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	464,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>188,000円</u> ）	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>493,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>200,000円</u> ）

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

50,000平方メートル以上のもの	808,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円）
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	

50,000平方メートル以上のもの	859,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円）
<u>（ウ）誘導併用基準（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に規定する基準並びに同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準をいう。次項において同じ。）に適合するものとして認定を受けようとするとき</u>	
<u>a 一戸建て住宅</u>	
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
200平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円）
200平方メートル以上のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円）
<u>b 共同住宅又は長屋住宅</u>	
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
300平方メートル未満のもの	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円）
5,000平方メートル以上のもの	229,000円（評価書面の添付がな

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる<u>評価の方法</u>の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる<u>建築物の区分</u>に応じて定める金額を合算した金額 (2)～(5) 省略 <u>6.0</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第12条第1項又は第13条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	<table border="1"> <tr> <td>0,000平方メートル未満のもの</td><td>されたものにあつては、85,000円)</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td>432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円)</td></tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td>745,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)</td></tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上</td><td>1,338,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)</td></tr> </table> ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる<u>区分</u>に応じて定める金額を合算した金額 (2)～(5) 省略 <u>6.1</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第11条第1項又は第12条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（<u>同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー</u>	0,000平方メートル未満のもの	されたものにあつては、85,000円)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円)	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	745,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)	50,000平方メートル以上	1,338,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)
0,000平方メートル未満のもの	されたものにあつては、85,000円)								
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円)								
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	745,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)								
50,000平方メートル以上	1,338,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)								

大津市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 2 号）新旧対照表

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が基準省令第 1 0 条第 1 号に規定する工場等（以下この項において「工場等」という。）の用途以外の用途に供するものである場合

（ア） （イ）に掲げるもの以外のもの

床面積の合計	金額（1 棟につき）
3 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 3 0, 0 0 0 円</u>
3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 9 0, 0 0 0 円</u>
1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 6 2, 0 0 0 円</u>
2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>5 1 0, 0 0 0 円</u>
5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>6 2 5, 0 0 0 円</u>
1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>7 3 6, 0 0 0 円</u>
2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>8 3 8, 0 0 0 円</u>
5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	<u>1, 0 4 1, 0 0 0 円</u>

ギー消費性能適合性判定をいう。以下この項において同じ。）に係る審査

ア イからエまでに掲げる場合以外の場合

（ア） （イ）に掲げるもの以外のもの

床面積の合計	金額（1 棟につき）
3 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 4 2, 0 0 0 円</u>
3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 0 0, 0 0 0 円</u>
1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 8 3, 0 0 0 円</u>
2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>5 4 1, 0 0 0 円</u>
5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>6 6 3, 0 0 0 円</u>
1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>7 8 1, 0 0 0 円</u>
2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>8 8 9, 0 0 0 円</u>
5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	<u>1, 1 0 5, 0 0 0 円</u>

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

（イ） モデル建物法の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	<u>89,000円</u>
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>114,000円</u>
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>145,000円</u>
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>230,000円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>298,000円</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

（イ） モデル建物法の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	<u>94,000円</u>
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>118,000円</u>
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>153,000円</u>
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>244,000円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>316,000円</u>

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	378,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	443,000円
50,000平方メートル以上のもの	538,000円	50,000平方メートル以上のもの	572,000円
備考 床面積の合計は、当該建築物の<u>非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）</u>について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。 イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合 （ア） （イ）に掲げるもの以外のもの		備考 床面積の合計は、当該建築物の<u>床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。</u>以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。 イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が<u>基準省令第10条第1号に規定する</u>工場等の用途に供するものである場合 （ア） （イ）に掲げるもの以外のもの	
床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	26,000円	300平方メートル未満のもの	26,000円

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>33,000円</u>
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>45,000円</u>
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>102,000円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>149,000円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>183,000円</u>
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>226,000円</u>
50,000平方メートル以上のもの	<u>311,000円</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>34,000円</u>
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>46,000円</u>
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>105,000円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>154,000円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>190,000円</u>
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>234,000円</u>
50,000平方メートル以上のもの	<u>323,000円</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
について算定するものとする。

（イ） モデル建物法の評価によるもの

床面積の合計	金額（１棟につき）
３００平方メートル未満のもの	<u>２１，０００円</u>
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	<u>２８，０００円</u>
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	<u>４０，０００円</u>
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	<u>９５，０００円</u>
５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	<u>１４２，０００円</u>
１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	<u>１７５，０００円</u>
２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のもの	<u>２１６，０００円</u>
５０，０００平方メートル以上のもの	<u>３００，０００円</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第２号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるとき

（イ） モデル建物法の評価によるもの

床面積の合計	金額（１棟につき）
３００平方メートル未満のもの	<u>２２，０００円</u>
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	<u>２９，０００円</u>
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	<u>４１，０００円</u>
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	<u>９８，０００円</u>
５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	<u>１４７，０００円</u>
１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	<u>１８２，０００円</u>
２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のもの	<u>２２４，０００円</u>
５０，０００平方メートル以上のもの	<u>３１１，０００円</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

は、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合

（ア） 工場等の用途に供する部分以外の部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であって、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるもの 当該建築物の全部が工場等の用途に供するものとみなしてイ（イ）の表を適用して算定した金額

（新設）

（新設）

費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

（ア） （イ）及び（ウ）に掲げるとき以外のとき

a 一戸建て住宅

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>44,000円</u>
<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>48,000円</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)

(新設)

(新設)

下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>80,000円</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>126,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>207,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>293,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>566,000円</u>
<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>992,000円</u>
<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,815,000円</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以

大津市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 2 号）新旧対照表

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)

(新設)

(新設)

当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>38,000円</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>62,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>109,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>162,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>292,000円</u>
<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>491,000円</u>
<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>857,000円</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)	<u>当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。</u> <u>（ウ） 併用基準（基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及び基準省令第10条第2号ロ（2）に規定する基準並びに基準省令第1条第1項第2号ロ（1）及び基準省令第10条第2号イ（2）に規定する基準をいう。エにおいて同じ。）に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき</u>						
(新設)	<u>a 一戸建て住宅</u>						
(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>床面積の合計</u></th><th><u>金額（1棟につき）</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>200平方メートル未満のもの</u></td><td><u>34,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>200平方メートル以上のもの</u></td><td><u>36,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>34,000円</u>	<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>36,000円</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>						
<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>34,000円</u>						
<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>36,000円</u>						
(新設)	<u>備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。</u>						
(新設)	<u>b 共同住宅又は長屋住宅</u>						
(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>床面積の合計</u></th><th><u>金額（1棟につき）</u></th></tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>				
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>						

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>59,000円</u>
	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,000円</u>
	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>158,000円</u>
	<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>227,000円</u>
	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>430,000円</u>
	<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>743,000円</u>
	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,336,000円</u>
	備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。	
	エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以	
(新設)		

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

外の用途に供する部分についてア又はイに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定める金額を合算した金額

（ア） （イ） 及び（ウ） に掲げるとき以外のとき

a 一戸建て住宅

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>44,000円（当該建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為に該当することを確認できる書面（以下このエにおいて「確認書」という。）の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u>
<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>48,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u>

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)

(新設)

当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>80,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、11,000円）</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>126,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、22,000円）</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>207,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、47,000円）</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>293,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、83,000円）</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>566,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、132,000円）</u>
<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>992,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、198,000円）</u>
<u>50,000平方メートル以上</u>	<u>1,815,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、393,000円）</u>

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

のもの

る確認書の添付がなされたものにあつては、299,000円)

備考

床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

(イ)

仕様基準等に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a

一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	23,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	24,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）

備考

床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)

(新設)

費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>38,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、11,000円）</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>62,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、22,000円）</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>109,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、47,000円）</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>162,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、83,000円）</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>292,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、132,000円）</u>
<u>25,000平方メートル以上</u>	<u>491,000円（全ての住戸に係る確</u>

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

	50,000平方メートル未満のもの	認書の添付がなされたものにあつては、 198,000円)
	50,000平方メートル以上のもの	857,000円（全ての住戸に係る認書の添付がなされたものにあつては、 299,000円)
(新設)	備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。	
(新設)	(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき	
(新設)	a 一戸建て住宅	
(新設)	床面積の合計	金額（1棟につき）
	200平方メートル未満のもの	34,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円)
	200平方メートル以上のもの	36,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円)
(新設)	備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築	

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)

(新設)

をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>59,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、11,000円）</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、22,000円）</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>158,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、47,000円）</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>227,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、83,000円）</u>
<u>10,000平方メートル以上</u>	<u>430,000円（全ての住戸に係る確</u>

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(新設)	25,000平方メートル未満のもの	認書の添付がなされたものにあつては、 132,000円)
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（全ての住戸に係る確 認書の添付がなされたものにあつては、 198,000円)
	50,000平方メートル以上	1,336,000円（全ての住戸に係 る確認書の添付がなされたものにあつて は、299,000円)
	備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築 をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以 下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エ ネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消 費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をす る場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、 当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。	
(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34 条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認 定の申請（同法第35条第2項の規定による申出がない場合に限 る。）に対する審査	(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29 条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認 定の申請（同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限 る。）に対する審査	
ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途 に供するものである場合	ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途 に供するものである場合	

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	230,000円（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下この表及び(イ)の表において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、12,000円）	300平方メートル未満のもの	242,000円（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下この表及び(イ)の表において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、12,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、19,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	383,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円）	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	541,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円）	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	663,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円）	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	781,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、164,000円）

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

のもの		のもの	
25,000平方メートル以上	838,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>192,000円</u> ）	25,000平方メートル以上	<u>889,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>204,000円</u> ）
50,000平方メートル未満のもの		50,000平方メートル未満のもの	
50,000平方メートル以上	1,041,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>268,000円</u> ）	50,000平方メートル以上	<u>1,105,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>284,000円</u> ）
のもの		のもの	
（イ） モデル建物法の評価によるもの		（イ） モデル建物法の評価によるもの	
床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	<u>89,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>12,000円</u> ）	300平方メートル未満のもの	<u>94,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>12,000円</u> ）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>114,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>18,000円</u> ）	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>118,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>19,000円</u> ）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>145,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>28,000円</u> ）	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>153,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u> ）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>230,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>79,000円</u> ）	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>244,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u> ）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>298,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>123,000円</u> ）	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>316,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>130,000円</u> ）

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	357,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>154,000円</u> ）	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	<u>378,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>164,000円</u> ）
25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	417,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>192,000円</u> ）	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	<u>443,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>204,000円</u> ）
50,000平方メートル以上 のもの	538,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>268,000円</u> ）	50,000平方メートル以上 のもの	<u>572,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>284,000円</u> ）
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 （ア） 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき a 一戸建て住宅		イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 （ア） 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき a 一戸建て住宅	
床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	43,000円（登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下このイにおいて「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、 <u>6,000円</u> ）	200平方メートル未満のもの	<u>44,000円</u> （登録住宅性能評価機関等が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下このイにおいて「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u> ）

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

２００平方メートル以上のもの	<u>４７，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>６，０００円</u> ）	２００平方メートル以上のもの	<u>４８，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>６，６００円</u> ）
b 共同住宅又は長屋住宅		b 共同住宅又は長屋住宅	
床面積の合計	金額（１棟につき）	床面積の合計	金額（１棟につき）
３００平方メートル未満のもの	<u>７６，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>１１，０００円</u> ）	３００平方メートル未満のもの	<u>８０，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>１１，０００円</u> ）
３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	<u>１１９，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>２１，０００円</u> ）	３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	<u>１２６，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>２２，０００円</u> ）
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	<u>１９５，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>４４，０００円</u> ）	２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	<u>２０７，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>４７，０００円</u> ）
５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	<u>２７６，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>７８，０００円</u> ）	５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	<u>２９３，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>８３，０００円</u> ）
１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	<u>５３２，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>１２４，０００円</u> ）	１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	<u>５６６，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>１３２，０００円</u> ）
２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のもの	<u>９３４，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>１８６，０００円</u> ）	２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のもの	<u>９９２，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>１９８，０００円</u> ）
５０，０００平方メートル以上のもの	<u>１，７０７，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>２８２，０００円</u> ）	５０，０００平方メートル以上のもの	<u>１，８１５，０００円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>２９９，０００円</u> ）

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅		a 一戸建て住宅	
床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	22,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,000円</u> ）	200平方メートル未満のもの	<u>23,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u> ）
200平方メートル以上のもの	23,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,000円</u> ）	200平方メートル以上のもの	<u>24,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u> ）
b 共同住宅又は長屋住宅		b 共同住宅又は長屋住宅	
床面積の合計	金額（1棟につき）	床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）	300平方メートル未満のもの	<u>38,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u> ）	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>62,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u> ）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>44,000円</u> ）	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>109,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>47,000円</u> ）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>78,000円</u> ）	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>162,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u> ）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>124,000円</u> ）	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>292,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u> ）

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	462,000円（評価書面の添付がな されたものにあつては、 <u>186,000</u> 円）														
50,000平方メートル以上 のもの	807,000円（評価書面の添付がな されたものにあつては、 <u>282,000</u> 円）														
（新設）															
（新設）															
（新設）															
（新設）															
（新設）															
（新設）															
	<u>（ウ） 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき</u> <u>a 一戸建て住宅</u> <table> <tr> <th><u>床面積の合計</u></th><th><u>金額（1棟につき）</u></th></tr> <tr> <td><u>200平方メートル未満のもの</u></td><td><u>34,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u></td></tr> <tr> <td><u>200平方メートル以上のもの</u></td><td><u>36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u></td></tr> </table> <u>b 共同住宅又は長屋住宅</u> <table> <tr> <th><u>床面積の合計</u></th><th><u>金額（1棟につき）</u></th></tr> <tr> <td><u>300平方メートル未満のもの</u></td><td><u>59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）</u></td></tr> <tr> <td><u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）</u></td></tr> <tr> <td><u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）</u></td></tr> </table>	<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>34,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u>	<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u>	<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）</u>	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）</u>	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>														
<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>34,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u>														
<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u>														
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>														
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）</u>														
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）</u>														
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）</u>														

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

	<table border="1"> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td><td>227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td>430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）</td></tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td>743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）</td></tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上</td><td>1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）</td></tr> </table>	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）	50,000平方メートル以上	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）								
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）								
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）								
50,000平方メートル以上	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）								
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる<u>評価の方法の</u>区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる<u>建築物の区分</u>に応じて定める金額を合算した金額 (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第34条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法<u>第35条第2項</u>の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について建築物のエネルギー消費性能の向上等に	ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる<u>区分</u>に応じて定める金額を合算した金額 (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第29条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法<u>第30条第2項</u>の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について建築物のエネルギー消費性能の向上等に								

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

関する法律第35条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第18条第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円）。この場合（次号において算定する場合を含む。）において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項

関する法律第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第18条第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円）。この場合（次号において算定する場合を含む。）において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

において準用する同法第35条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第18項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

(ア) (イ) に掲げるもの以外のもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	230,000円（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面（これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下この表及び(イ)の表において「評価書面等」という。）の添付がなされたも

において準用する同法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として第18項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

	<u>のにあつては、12,000円)</u>	
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、18,000円)	
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、28,000円)	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、79,000円)	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、123,000円)	
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、154,000円)	
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、192,000円)	
50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、268,000円)	
(イ) モデル建物法の評価によるもの	(削る)	

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）新旧対照表

床面積の合計	金額（１棟につき）
300平方メートル未満のもの	89,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、12,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、79,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、123,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、154,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、192,000円）
50,000平方メートル以上のもの	538,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、268,000円）

（削る）

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

<u>イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u>		(削る)
<u>(ア) 性能基準（基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（3）に規定する基準並びに同号イ（3）及びロ（1）に規定する基準をいう。）に適合するものとして認定を受けようとするとき</u>		(削る)
<u>a 一戸建て住宅</u>		(削る)
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>	(削る)
200平方メートル未満のも	43,000円(登録住宅性能評価機関が、	
<u>の</u>	認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面(これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下このイにおいて「評価書面等」という。)の添付がなされたものにあつては、6,000円)	
200平方メートル以上のも	47,000円(評価書面等の添付がなさ	
<u>の</u>	れたものにあつては、6,000円)	
<u>b 共同住宅又は長屋住宅</u>		(削る)
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>	(削る)
300平方メートル未満のも	76,000円(評価書面等の添付がなさ	

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

<u>の</u>	<u>れたものにあつては、11,000円)</u>
300平方メートル以上2,0	119,000円（評価書面等の添付がな
<u>00平方メートル未満のもの</u>	<u>されたものにあつては、21,000円)</u>
2,000平方メートル以上	195,000円（評価書面等の添付がな
<u>5,000平方メートル未満の</u>	<u>されたものにあつては、44,000円)</u>
<u>もの</u>	
5,000平方メートル以上1	276,000円（評価書面等の添付がな
<u>0,000平方メートル未満の</u>	<u>されたものにあつては、78,000円)</u>
<u>もの</u>	
10,000平方メートル以上	532,000円（評価書面等の添付がな
<u>25,000平方メートル未満</u>	<u>されたものにあつては、124,000円)</u>
<u>のもの</u>	
25,000平方メートル以上	934,000円（評価書面等の添付がな
<u>50,000平方メートル未満</u>	<u>されたものにあつては、186,000円)</u>
<u>のもの</u>	
50,000平方メートル以上	1,707,000円（評価書面等の添付
<u>のもの</u>	<u>がなされたものにあつては、282,00</u>
	<u>0円)</u>

(イ) 仕様基準（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及び
ロ（2）に規定する基準並びに同号イ（3）及びロ（3）に
規定する基準をいう。）に適合するものとして認定を受けよ
うとするとき

(削る)

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

<u>a 一戸建て住宅</u>		(削る)
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>	(削る)
<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>22,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、6,000円）</u>	
<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>23,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、6,000円）</u>	
<u>b 共同住宅又は長屋住宅</u>		(削る)
<u>床面積の合計</u>	<u>金額（1棟につき）</u>	(削る)
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>36,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、11,000円）</u>	
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>59,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、21,000円）</u>	
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>102,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、44,000円）</u>	
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>152,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、78,000円）</u>	
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>275,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、124,000円）</u>	
<u>25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>462,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、214,000円）</u>	

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

50,000平方メートル未満のもの	されたものにあつては、186,000円)
50,000平方メートル以上のもの	807,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、282,000円)

ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる評価基準の区分に応じて定める金額を合算した金額

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。）の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申

(削る)

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この号において同じ。）の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）新旧対照表

請に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

請に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む）又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、用途の変更、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る建築物の確認等に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

（調整規定）

3 この条例及び大津市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年条例第69号。以下「令和6年改正条例」という。）による大津市手数料条例の改正については、同条例は、令和6年改正条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。